

病後児保育とは？

病気の回復期（病状が安定していて、回復に向かっている時期）で、医師から病後児保育の利用が可能と診断されたお子さんを、病後児専用施設で一時保育する事業です。なお、お子さんの保育は担当保育士・看護師が行い、病状の変化に対応します。

《対象児童》

次のすべてに該当する方

- ①豊明市内に住所がある
- ②保育園・幼稚園等に通園している乳幼児
または小学校に通学している児童
- ③病気の回復期であるが、集団生活は困難である乳幼児または児童
- ④保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難であること

※その他、委託による病児・病後児保育室事業も実施しています。

（利用には委託先にて事前手続きが必要です。）

《登録・問い合わせ》

豊明市役所 こども保育課〔新館2階〕

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番1

TEL 0562-92-1120

FAX 0562-92-1168

E-mail hoiku@city.toyoake.lg.jp

持ち物について

《全年齢共通の持ち物》

- 着替え最低1組
- 手拭タオル
- プラスチックのコップ
- お弁当（お子さんの好きなものを食べられる分ご用意ください。）
- おやつ（2回分）
- 大きめの持ち手付ビニール袋数枚（汚れ物等を入れます）
- 水筒（お茶、スポーツドリンクなど）
お子さんの飲める物をご用意ください。
（※紙パックのジュースも可）
- バスタオル

上記以外に、年齢によってお持ちいただきたい物がありますので、詳細は予約時にご確認ください。

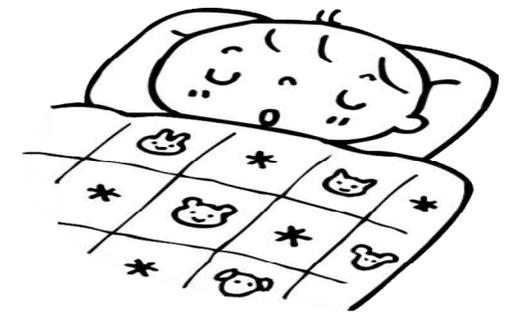
*持ち物には必ず名前を書いてください

豊明市病後児保育室

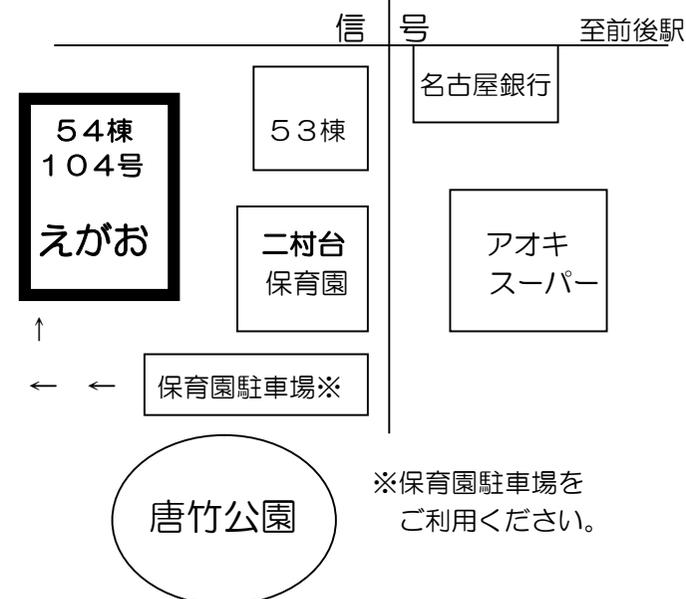
えがお

「子どもが病気の回復期でまだ保育園や幼稚園、学校に通わせるには少し心配だわ・・・でも、どうしても仕事が休めない・・・」

そんな時、お子さんをお預かりすることで、子育て家庭の育児と仕事の両立を応援します。



＜場所＞



※保育園駐車場をご利用ください。

〒470-1131

豊明市二村台3-1-1

54棟104号

TEL (0562) 92-2211

利用方法について

1 利用登録（※毎年度更新制です）

利用を希望する方は、あらかじめ市役所
こども保育課窓口での登録が必要です。

必要な書類

- ①病後児保育登録申込書
 - ②健康の記録（病後児保育登録申込書別紙）
（母子健康手帳等をご参考の上、ご記入ください。）
- ※1回の登録で、当該年度の3月31日まで有効です。
毎年3月に翌年度の登録受付を開始します。

発病

2 医療機関受診

医療機関を受診し「病後児保育利用連絡書」により医師から利用可能である診断を受けてください。

※利用希望日前日又は当日の受診をお願いします。
※受入状況等によりご利用できない場合もありますので、事前に空き状況をご確認いただくことをお勧めします。

3 利用予約

医療機関が記入した「病後児保育利用連絡書」をお手元にご用意して、電話で予約をしてください。

予約受付時間

利用希望前日 8時30分～17時

※当日予約の場合

- ・受付時間：8時30分～11時
- ・利用開始可能時間については、事前準備等状況により異なりますので、予約時にご確認ください。

※土曜日の利用については、前日17時までに予約をお願いします。

4 病後児保育室利用

必要書類の提出

↓
受入れ可能と判断された場合
利用料の支払い

↓
利用が可能

※前日からのお子さんの様子をお伺いするため、保護者の方が時間に余裕をもってお越しください。

※当日のお子さんの症状によっては利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

※利用を中止される場合は、速やかに病後児保育室に予約キャンセルの連絡をしてください。遅くとも利用当日の午前9時までにはお願いします。

必要な書類

- ③病後児保育利用連絡書（医師記入）
- ④病後児保育利用申込書
- ⑤利用児童状況連絡票
- ⑥与薬依頼書（投薬が必要な場合のみ）

5 お迎え

お迎え時に、病後児保育室での様子をお伝えします。

★登録、利用等に必要な書類（①～⑥の書類）は全て豊明市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.toyoake.lg.jp/1522.htm>

市役所こども保育課（新館2階）の窓口でもお渡しできます。

病後児保育室「えがお」

＜実施場所＞

豊明市二村台3丁目1番地1
豊明団地54棟104号

豊明市病後児保育室「えがお」

＜利用日時＞

月曜～土曜（祝日・年末・年始を除く）
8時から18時まで

＜利用期間＞

原則として1回につき連続6日間まで

＜利用料金＞

1人あたり1日につき2,000円

※当日の利用開始時に徴収します。おつりの無いようご用意ください。

※生活保護、市民税非課税世帯には減免制度がありますので、申請書を提出してください。

※未婚のひとり親にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用対象事業です。適用には事前に申請手続きが必要です。ご不明な点はお問い合わせください。

＜利用定員＞

1日5人まで

※お預かりするお子さんの状態や予約状況等によってはこれ以下の場合もあります

